

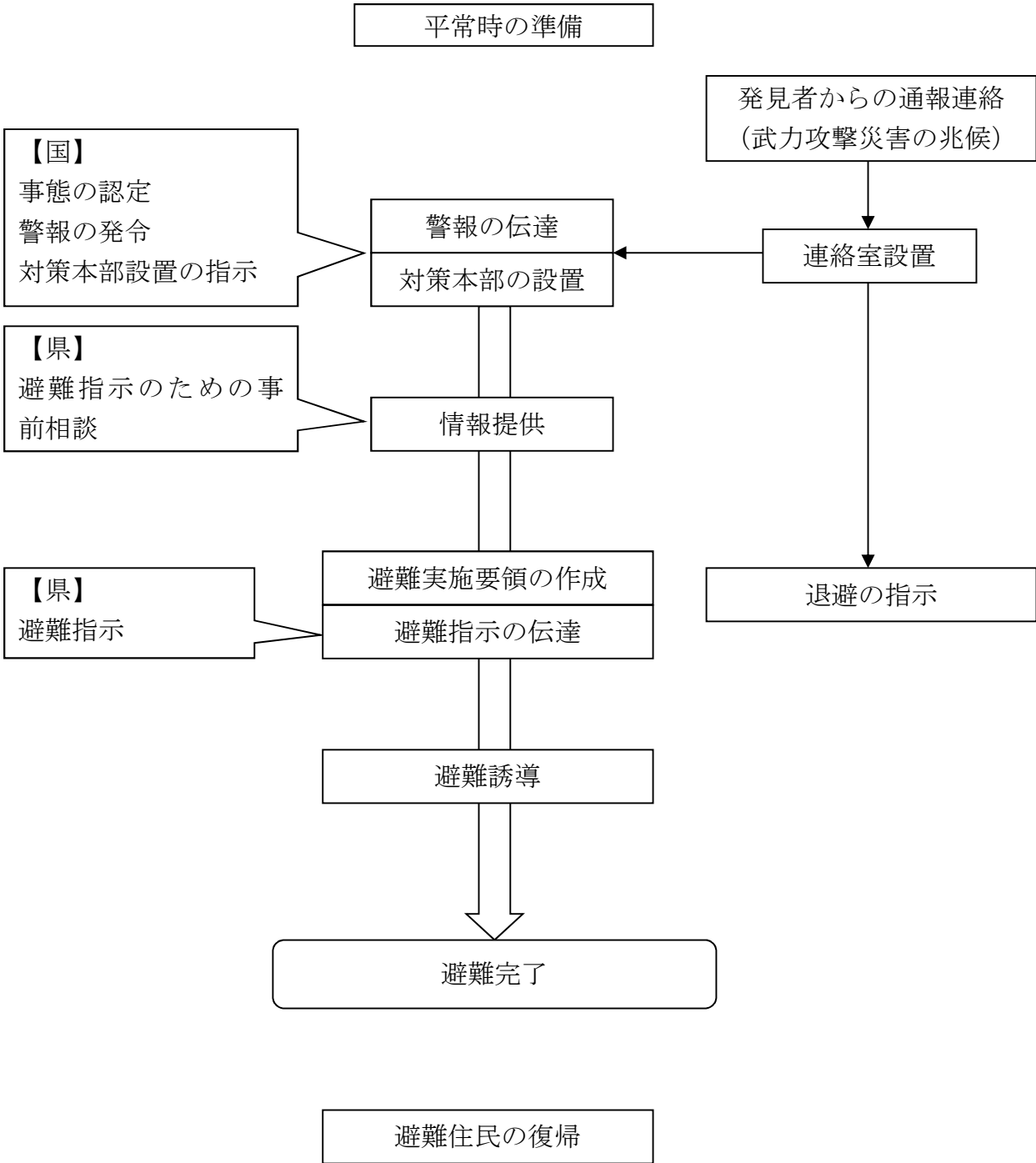
七尾市国民保護計画 避難マニュアル

平成20年3月

令和3年1月

七 尾 市

七尾市の業務（避難関連）



避難マニュアル目次

本マニュアルについて	1
第1 平素における準備	3
1 避難のために必要な情報の収集	3
2 避難誘導のための連携	3
3 災害時要援護者の避難の支援体制の整備	4
4 いざというときに住民がとるべき行動の周知	5
第2 初動時における体制	7
1 手順・ポイント	7
2 武力攻撃災害の兆候・緊急に対応する事態等の発見	8
3 初動体制	9
4 緊急事態対策室体制（初動体制）	10
第3 武力攻撃事態等となった場合	15
1 七尾市国民保護対策本部の設置	15
2 職員への伝達・参集	18
3 県国民保護対策本部会議への出席及び県の連絡員の受入	18
4 七尾市国民保護対策本部設置の連絡	18
第4 応急に対処する事項	21
1 警報の通知・伝達	21
2 緊急通報の発令	24
3 退避の指示	25
4 警戒区域の設定	26
第5 避難の指示	27
1 住民避難の手順・ポイント	27
2 避難措置の指示	29
3 武力攻撃等の発生から避難の指示までの間の実施事項	31
4 避難の指示の通知・伝達	32
5 避難の指示後の実施事項	32
第6 避難誘導	35
1 住民避難の手順、避難実施要領の作成	35
2 避難実施要領（例）	37
3 避難誘導状況の把握	43
4 避難時における食品の給与等の実施	45
5 避難住民の受入れ	46
6 安否情報の収集・提供	46
7 避難住民の受入れ	47

<様式1 通報記録報告書>.....	49
<様式2 国民保護対策連絡室設置報告書>.....	50
<様式2-1 国民保護対策連絡室会議報告書>	51
<様式3 国民保護対策本部設置報告書>	52
<様式3-1 国民保護対策本部会議報告書>	53

本マニュアルについて

1 本マニュアルの作成趣旨

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）に基づき、平成 19 年 2 月に策定した七尾市国民保護計画（以下「計画」という。）は、七尾市の国民保護措置の基本的な枠組みを定めたものであり、計画を補完するものとして避難の措置を行う際の具体的な手順、実施内容等の標準とするとともに、本市が行う避難誘導に当たっての標準となるよう本マニュアルを作成したものである。

国民保護措置に関する事務において、計画と併せ本マニュアルを活用することで、的確かつ迅速に避難住民の避難が行われることが期待される。

2 作成方針

出来る限り事務の手順に沿って実施すべき内容等を記載し、さらに記載例やイメージ図、様式、具体的な図表等を活用して、避難の業務を行う市職員の理解が促進されるよう配慮し、実用的で分かりやすいものとなるように努めた。

今後、国や県の基本方針、計画の変更、訓練による検証等を受けて、必要に応じ見直しを行うこととする。

なお、本マニュアルは、避難措置を行う場合の標準的なものを示したものであることから、現実の対応に際しては、個々の事態の状況に応じ、柔軟かつ適切な対応が求められることに留意する必要がある。

3 本マニュアルの構成

本マニュアルは次の構成となっている。

【平素の段階】

第 1 平素における準備

【平素から武力攻撃事態に至る場合（初動時）】

第 2 初動期における体制

【武力攻撃事態の認定があったとき】

第 3 武力攻撃事態等となった場合

第 4 応急に対処する事項

第 5 避難の指示

第 6 避難誘導

第1 平素における準備

1 避難のために必要な情報の収集

避難実施要領の作成に備え、次の情報を設定、収集、把握する。

(1) 避難地区の設定

避難地区とは、あらかじめ七尾市において定める避難の単位となる区域で、七尾市内行政区等を基準に定めておく。

避難の指示等では、その名称を使用して指示するので、住民が自ら居住地が該当するかどうかをすぐに認知できる単位となるよう留意する。

(2) 避難地区毎に把握しておく事項

避難地区ごとに次の事項を把握しておき、定期的に更新するものとする。

- ① 避難地区毎の人口、世帯数
- ② 避難地区毎の避難行動要支援者の人数、居住場所、避難誘導の責任者、避難誘導時に必要とする支援の内容
- ③ 避難地区毎の避難施設の所在地、収容人数、構造、駐車場の有無、及び収容台数、トイレ、給食設備その他避難時に必要となる設備の有無等

(3) 輸送能力の把握

- ① 七尾市所有の車両等の台数及びそれぞれの定員
- ② 七尾市所有の車両等の内、車いすの収容可能な車両台数及びそれぞれの車いすの収容可能数
- ③ 避難の際に、避難行動要支援者の避難に使用できる自家用車又は当該地域の事業所等の車両の台数、それぞれの定員、所有者、運転者及び輸送対象者
- ④ 事業所単位での避難を検討すべき大規模な事業所及びその従業員数

2 避難誘導のための連携

避難誘導を的確かつ迅速に行うためには、消防団、自主防災組織、災害ボランティア等との連携が重要である。

日頃から避難誘導を行うために協力を依頼することについて十分協議し、その際の情報伝達体制を整備する必要がある。

(1) 消防団等に協力が求められる事項の例

- ① 地域住民への情報伝達（災害時要援護者およびその支援者への伝達）
- ② 地域住民ができるだけ集団で移動できるような避難誘導の補助
- ③ 避難所出の避難者の把握の補助
- ④ 七尾市担当者との連絡調整

(2) 消防団、防犯隊、自主防災組織等への情報伝達方法

- ① 代表者へ電話・FAX・電子メール・消防無線等の伝達手段により、避難の指示、避難実施要領等の情報を伝達
- ② 代表者と連絡が取れない場合に備え、別の連絡窓口を確保
- ③ 七尾市と消防本部との連携体制の整備・把握

3 避難行動要支援者の避難の支援体制の整備

特に避難行動要支援者の避難については、必要な支援が次のいずれかに該当するの事前に把握し、整備する。

(1) 情報伝達の支援の必要性

- ① 目が不自由な場合
 - ・音声による伝達
- ② 耳が不自由な場合
 - ・絵や文字による伝達
- ③ 外国人の場合
 - ・複数の言語による情報伝達

しかし、音声による伝達は、必要な情報を取り出すことが難しく、画像等による伝達は、情報が発信されていることを把握することが難しいという問題点がある。

また、外国人向けに、複数の言語による情報伝達を行う等の配慮が必要であるが、すべての言語に対応することは困難である。

これらの伝達を補完するために、避難行動要支援者とのつながりがある者の支援を得られるよう、福祉関係者や消防団等との連携体制を整備するものとする。

(2) 避難の支援

徒歩で避難することが困難な方については、車両等による支援が必要である。そのため、次の事項を把握しておくものとする。

- ① 乗車する徒歩による避難の困難者の名簿
- ② 使用車両（徒歩による避難の困難者用車両）
 - (ア) 七尾市の公用車
 - (イ) 徒歩による避難の困難者の家族またはその協力者の自家用車
- ③ 使用車種、駐車場所
- ④ 避難誘導の際の運転者

また、予定していた車両が運転できない場合に備え、次の事項も把握しておくものとする。

- ① 七尾市の公用車の駐車場所、運転手
- ② 七尾市の公用車の応援を要請する場合の出先機関等の連絡先
- ③ 県に対して、県所有の公用車の応援の要請や県バス協会、タクシー等への手配要請するときの連絡先

4 いざというときに住民がとるべき行動の周知

住民が緊急時にとるべき行動について、あらかじめ住民に周知し、迅速に行動がとれるようにする。また、速やかに情報が伝達されるようにサイレンや、広報車両等の整備をするものとする。

なお、啓発に当たっては「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）、「武力攻撃やテロなどから身を守るために～石川県国民保護計画のあらまし～」（石川県）等を活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

(1) 周知方法

広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等
避難行動要支援者に対しては、点字や外国語などを使用した啓発

(2) 警報や緊急通報が発令された場合における行動

① 屋内にいる場合

- ・ドアや窓を閉めること
- ・ガス、水道、換気扇を止めること
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れること

② 屋外にいる場合

- ・近隣の堅牢な建物に避難すること
- ・自家用車を運転している場合は、出来る限り道路外の場所に車両を停めること

(3) 避難の指示が出された場合の行動

- ・避難の経路や手段等については、行政機関からの指示に従って落ち着いて行動すること（避難経路や交通手段などは、自然災害と違い、その時々事態の状況に応じて決定）
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参すること
- ・冬季の際は、防寒具を持参すること
- ・パスポートや運転免許証など身分を証明できるものを携行すること
- ・家の戸締りをすること
- ・ガス等の元栓を閉め、コンセントを抜いておくこと
- ・近所の人に声をかけること

第2 初動時における体制

1 手順・ポイント

七尾市では、武力攻撃等の兆候に関する情報を受けた場合や武力攻撃災害の兆候発見の通報を受けた場合など緊急に対応する事態等があったときは、おおむね次のように対処する。

(1) 緊急に対応する事態等の例

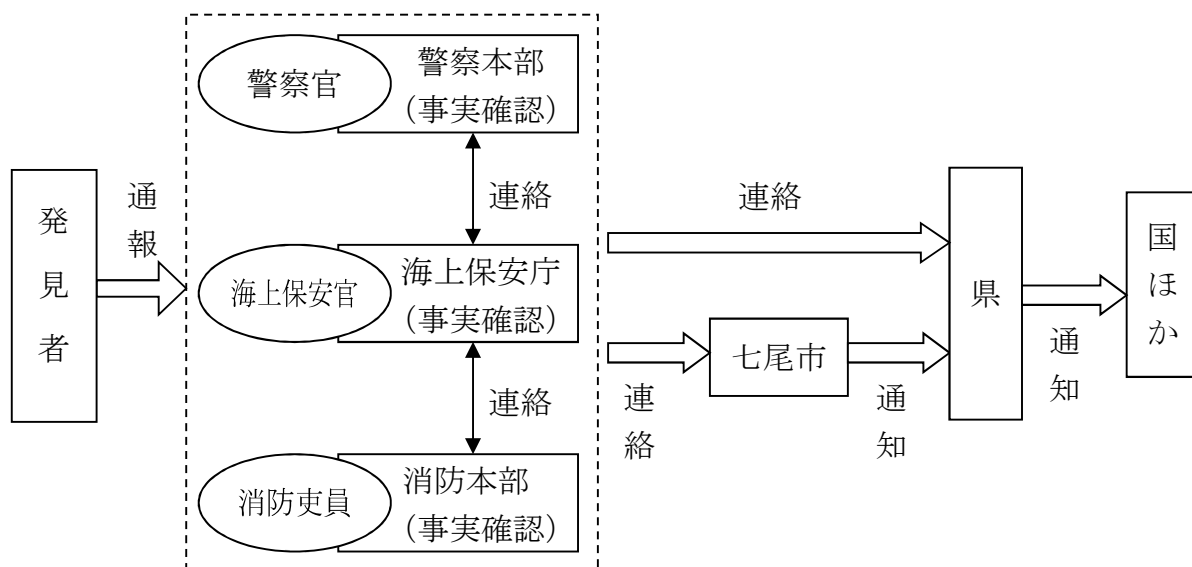
- ① 武装した不審船や不審者などの発見（武力攻撃の兆候）
具体例：テロリストによる破壊工作、不審船からゲリラの上陸 など
- ② 多数の人が死傷した事態（武力攻撃災害の兆候または武力攻撃）
具体例：時限爆弾等による爆発、銃乱射、化学剤による被害 など
- ③ 建造物、インフラ設備等の破壊の事態（武力攻撃災害の兆候または武力攻撃）
具体例：ビルの爆発、大規模火災 など
- ④ その他住民の生命、身体、財産に危害を及ぼす状況
(自然災害や一般の事故の場合は、地域防災計画等により対処)

(2) 事態の発見から対処までのおおよその流れ

- ① 事態の発生
- ② 発見者による消防・警察・市等への連絡
- ③ 関係機関による連絡内容の確認、関係機関相互の連絡
- ④ 初動体制の設置
- ⑤ 初動時に行う措置の実施
(武力攻撃災害時の情報収集、国民保護措置の実施の準備など)

(3) 事態の発見・連絡（通報）の例

[フロー図]



(4) 初動体制

- ① 注意配備体制
- ② 警戒配備体制
- ③ 緊急事態対策室体制

(5) 初動時に行うことが想定される措置

- ① 災害関係法令等による避難の指示、警戒区域の設定、救急救助の実施
- ② 国民保護法に準ずる措置の実施

2 武力攻撃災害の兆候・緊急に対応する事態等の発見

武装した不審船や不審者、武力攻撃災害の兆候など緊急に対応する事態等について連絡があったときは、次の手順により対処する。

(1) 警察本部、消防本部または海上保安庁から連絡があった場合

- ① 原則としてFAXで受信するが、FAXが使用できない場合で、緊急の場合は、電話により連絡する。
- ② 受信内容について、次の点を確認する。不明な点があれば、電話によりわかる範囲内で確認する。
 - ・いつ（日時）
 - ・どこで（場所）
 - ・何が（事態の内容、規模）
 - ・どのようにして（発生の経緯）
- ③ 送信者の部局名、氏名を記録し、FAXで受信した文書または電話で聴き取りした記録は保存しておく。
- ④ 県にFAXで連絡する。

＜様式1 通報記録報告書＞

〔窓口〕石川県危機管理監室 危機対策課

電話：0767-225-1482 FAX：076-225-1484

(2) 発見者から市に直接連絡があった場合

- ① 通報内容について、次の点を確認し、不明な点があれば、電話により分かる範囲内で確認する。
 - ・いつ（日時）
 - ・どこで（場所）
 - ・何が（事態の内容、規模）
 - ・どのようにして（発生の経緯）
 - ・通報者の氏名、連絡先
- ② 電話で聴き取りした記録は保存しておく。
- ③ 発生場所に応じて、県警察本部、消防本部または海上保安庁にFAXで通知する。
- ④ 武力攻撃または暴力攻撃災害の兆候と判断された上のうひについては、県警察本部または海上保安庁から連絡がある。

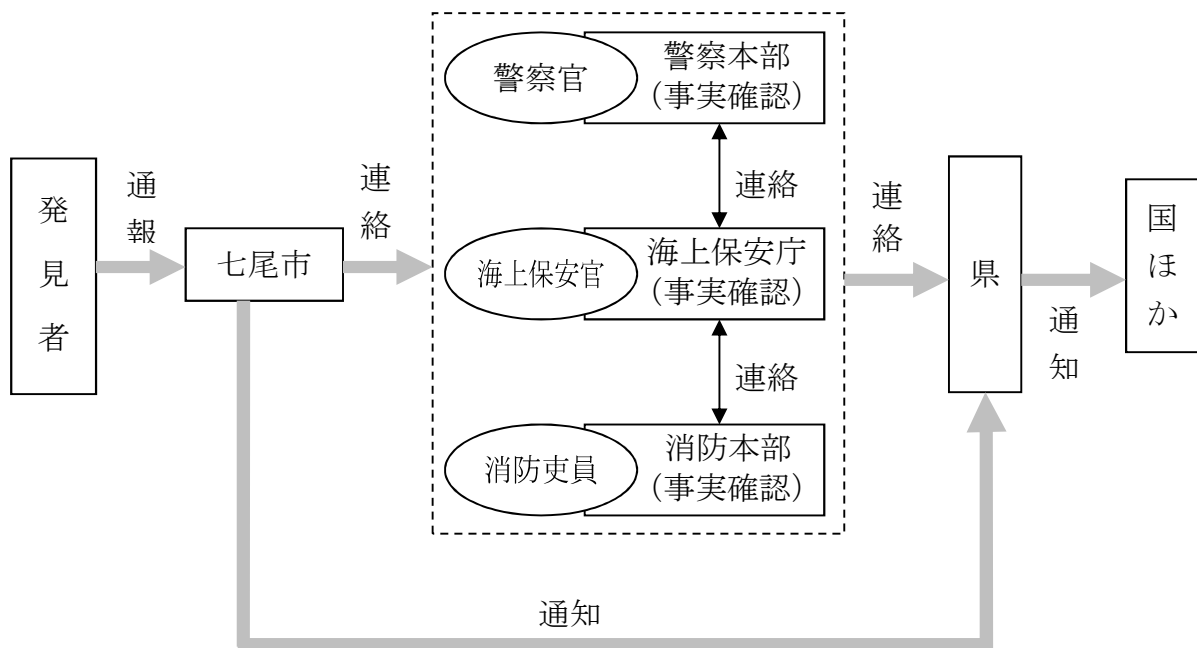
- ⑤ 原則としてFAXで受信するが、FAXが使用できない場合で、緊急の場合は、電話により連絡する。
- ⑥ 送信者の部局名、氏名を記録し、FAXで受信した文書または電話で聴き取りした記録は保存しておく。
- ⑦ 県にFAXで連絡する。

<様式1 通報記録報告書>

〔窓口〕石川県危機管理監室 危機対策課

電話：0767-225-1482 FAX：076-225-1484

[フロー図]



(3) 市長への伝達

県警察本部、消防本部または海上保安庁から連絡を受けた場合は、直ちに定められた伝達システムにより、七尾市長に伝達する。

- ① 勤務時間内の場合は、内線電話及び庁舎内放送を利用
- ② 勤務時間外の場合は、あらかじめ定められた緊急連絡網（自宅電話、携帯電話）により伝達

3 初動体制

武力攻撃災害の兆候等と判断された場合など初動措置を行う必要があるときは、国民保護対策本部体制をとる前段階の体制として、注意配備体制、警戒配備体制、緊急事態対策本部体制の初動体制をとる。

また、この場合は直ちに県に報告（情報交換）するものとする。

(1) 注意配備体制

① 設置基準

次のいずれかのとき設置する。

- 県内において武力攻撃等によると疑われる災害発生するおそれがある場合で、市民生活部長が必要と認めるとき
- 県外において武力攻撃等が発生した場合等で、本県に対する何らかの武力攻撃等の情報があるときで、総務部長が必要と認めるとき

② 参集対象者

総務部総務課防災対策室 全職員

③ 設置・参集場所

総務部総務課防災対策室

④ 実施事項（例）

- ・情報の収集
- ・職員の所在位置の把握
- ・不測の事態への準備

(2) 警戒配備体制

① 設置基準

次のいずれかのとき設置する。

- 市内において武力攻撃等によると疑われる災害発生するおそれがある場合で、総務部長が必要と認めるとき
- 市外において本市へ何らかの影響を及ぼす可能性のある武力攻撃等によると疑われる災害が発生した場合で、総務部長が必要と認めるとき

② 参集対象者

総務部総務課防災対策室、警察署、関係部局、その他各部局の担当課職員

③ 設置・参集場所

総務部総務課防災対策室及び参集対象課の執務室

④ 実施事項（例）

- ・情報収集の強化
- ・医療等の関係機関に対する応援要請等の準備
- ・不測の事態への準備
- ・連絡会議等の開催による対応策の検討、実施
- ・その他特に総務部長が指示する業務

4 緊急事態対策室体制（初動体制）

武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階でも、武力攻撃事態等の兆候に関する情報を受けた場合等、市長が必要であると認めたときは、七尾市国民保護対策連絡室を設置する。

(1) 手順とポイント

① 設置基準

次のいずれかのとき設置する。

- 市内または隣接市町で武力攻撃等によると疑われる災害が発生し、または発生するおそれが明白な場合で、市長が必要と認めるとき
- 他市町に国民保護対策本部が設置された場合で、市長が必要と認めるとき

② 参集対象者

市長、副市長、総務部長、総務課長（防災対策室長）、七尾警察署長、関係部局、その他市長が認める課職員

③ 設置・参集場所

七尾市役所本庁 5 F 七尾市災害対策本部室

④ 実施事項（例）

- ・武力攻撃災害等に関する情報収集・分析
- ・情報提供及び連絡調整
- ・医療等の関係機関に対する応援要請等の準備
- ・緊急対策会議等の開催による対応方法の検討・実施
- ・その他特に市長が指示する業務

(2) 緊急事態対策室の開設

① 設置・参集場所

七尾市役所本庁 5 F 七尾市災害対策本部室

② 連絡室設置等における実施事項（例）

（連絡室の設営）

- ・看板、机、椅子配置
- ・電源の確認（発電機、燃料等）
- ・電話、FAX、パソコン、プリンター等配置
- ・電話、インターネット等の通信が可能か確認
- ・文具類の準備
- ・白板・テレビ設置

（会議等の運営）

- ・出席者への会議開催通知
- ・出席者ネームプレート等の準備
- ・音響・映像装置等の起動
- ・マイク、指示棒などの準備
- ・会議資料作成
- ・配布資料のコピー、配置
- ・会議内容の記録

③ 緊急事態対策室の体制

室長	市長
室次長	副市長、教育長
室員	総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業部長、建設部長、教育部長、消防長、公立能登総合病院経営本部長
事務局員	防災対策室員、消防・防災関係職員、関係課・事務局職員

(3) 職員への伝達・参集

七尾市国民保護対策連絡室の設置を決定した場合は、直ちに定められた伝達系統により、関係職員に伝達する。

① 伝達方法

- 勤務時間内の場合は、内線電話及び庁舎内放送を利用
- 勤務時間外の場合は、あらかじめ定められた緊急連絡網（自宅電話、携帯電話）により伝達

② 参集場所

- 七尾市国民保護対策連絡室設置の伝達を受けた市職員及び事務局職員は、直ちに総務物総務課防災対策室に参集する。
- 総務課長（防災対策室長）は、課員全員を招集する。課員は、関係各課長に連絡する。
- 関係各課長は、あらかじめ定める参集すべき職員を参集する。
- 市連絡室設置前であっても、警報の発令を覚知した場合は直ちに参集する。

(4) 緊急事態対策室における実施事項

国の武力攻撃事態等の認知がない段階で、住民の生命、身体、財産の安全のため対処が必要なときは、それぞれの役割があったとき国民保護措置が円滑に実施できるよう準備を行う。

① 災害関係法令、実施事項等

- 七尾市地域防災計画：避難の指示、警戒区域の設定、救急救助など
- 消防法：火災警戒区域・消防警戒区域の設定など
- 警察官職務執行法：避難の指示、警戒区域の設定など
- 原子力災害対策特別措置法：放射線量の測定など
- 石油コンビナート等災害防止法：災害応急措置、警戒区域の設定など

② 国民保護法に準ずる実施事項

武力攻撃事態等の認定前であっても、国民保護措置に準じて以下の措置を行う。

- ・ 緊急対策会議の開催
- ・ 庁内の関係各部局相互の調整
- ・ 武力攻撃災害等に関する情報収集、情報提供及び連絡調整
- ・ 武力攻撃事態等のおそれのある状況及びその対応状況の報告・協議
- ・ 消防機関、海上保安庁、自衛隊等との連携
- ・ 県等との連絡、連携、要請内容等の協議
- ・ 関係機関に対する応援要請等（連絡員の派遣等）
- ・ 医療機関等との連絡調整、医薬品の確保の支援、救護所設置の支援等の準備
- ・ 住民への情報伝達（広報車などによる）など

- ・不測の事態への準備
- ・緊急通報の発令の準備
- ・避難・退避の指示の準備
- ・警戒区域の設定などの準備
- ・救援の実施、要援護者対策の実施等の準備
- ・道路等における障害物などの除去の準備
- ・その他特に市長が指示する業務

(5) 七尾市国民保護対策連絡室設置等の連絡

七尾市国民保護対策連絡室を設置したときは、次に掲げる機関へ連絡する。

- ① 原則としてFAXで受信するが、FAXが使用できない場合で、緊急の場合は、電話により連絡する。

<様式2 国民保護対策連絡室設置報告書>

② 連絡室設置の連絡内容

- ・設置場所
- ・設置日時（設置を決定した時間）
- ・連絡室の電話番号、FAX番号
- ・連絡室設置の理由

■連絡先

連絡窓口	FAX	TEL（通常）
		（夜間、休日連絡先）
危機管理監室危機対策課	076-225-1484	076-225-1484
		同上
石川県中能登総合事務所	0767-53-4244	0767-52-6111
		同上
七尾鹿島消防本部	0767-53-3796	0767-53-0119
		同上
石川県七尾警察署	0767-53-4141	0767-53-0110
		同上
七尾海上保安部	0767-53-5741	0767-53-2231
		同上
志賀町	0767-32-3933	0767-32-1111
		同上
中能登町	0767-74-1300	0767-74-1234
		同上
穴水町	0768-52-3797	0767-52-0330
		同上
石川県中能登土木総合事務所	0767-52-5104	0767-52-5100
		同上
石川県中能登農林総合事務所	0767-52-3151	0767-52-2583
		同上
石川県能登中部保健福祉センター	0767-53-2484	0767-53-2482
		同上

(6) 連絡室会議における協議・報告事項について、七尾市長に報告するとともに連絡室設置時と同様の機関に通知する。

- ① 原則としてFAXで受信するが、FAXが使用できない場合で、緊急の場合は、電話により連絡する。

<様式2-1 国民保護対策連絡室会議報告書>

- ② 連絡室会議における協議・報告事項等

- ・ 武力攻撃事態等のおそれのある状況及びその対応状況
- ・ 庁内関係課相互の調整事項
- ・ 関係機関との連携推進に関する事項
- ・ 国、県及び他の関係機関に対する要請に関する事項
- ・ その他情報の収集連絡等に関する事項

第3 武力攻撃事態等となった場合

1 七尾市国民保護対策本の設置

(1) 内閣総理大臣から対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたとき、直ちに七尾市国民保護対策本部を設置する。

① 設置場所

七尾市役所本庁 5階 災害対策本部室

(上記設置場所に設置できない場合は、消防本部庁舎または矢田郷地区コミュニティセンターに設置する。)

② 七尾市国民保護対策連絡室を設置している場合は、七尾市国民保護対策本部に移行する。

③ 対策本部設置時における実施事項(例)

(対策本部の設営)

- ・看板、机、椅子配置
- ・電源の確認(発電機、燃料等)
- ・電話、FAX、パソコン、プリンター等配置
- ・電話、インターネット等の通信が可能か確認
- ・文具類の準備
- ・白板・テレビ設置

(会議等の運営)

- ・出席者への会議開催通知
- ・出席者ネームプレート等の準備
- ・音響・映像装置等の起動
- ・マイク、指示棒などの準備
- ・会議資料作成
- ・配布資料のコピー、配置
- ・会議内容の記録

(2) 市長は、上記の指定を受けていない場合に、内閣総理大臣に対し、七尾市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請することができる。要請は、知事を経由して行う。

(3) 市長は、必要に応じて現地対策本部を設置する。

① 設置場所

出先機関の中から指定した施設に設置

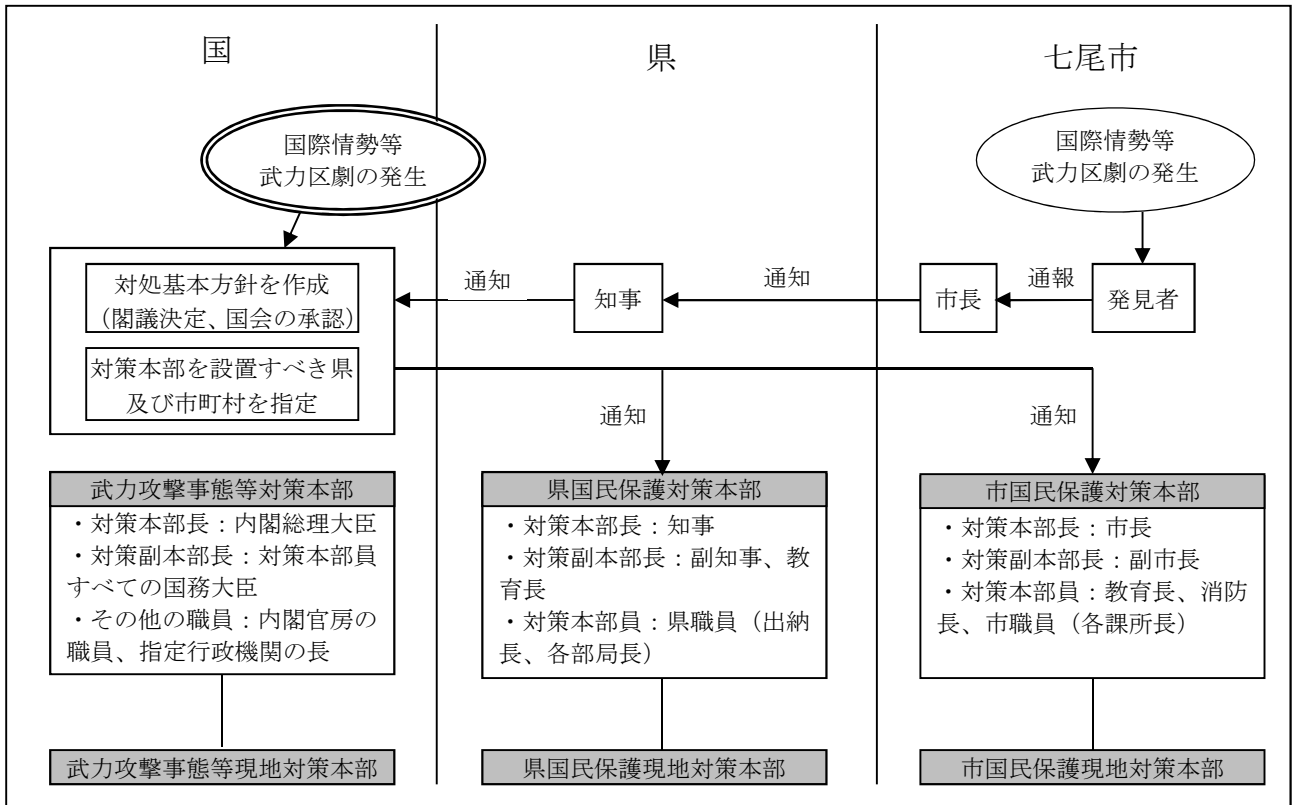
② 現地対策本部長は、本部員、その他の職員の中から市長が任命する。

(4) 市長は、武力攻撃災害が発生した場合に、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全確保や、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する。また、関係機関により現地調整所を設置する場合は、職員を派遣する。

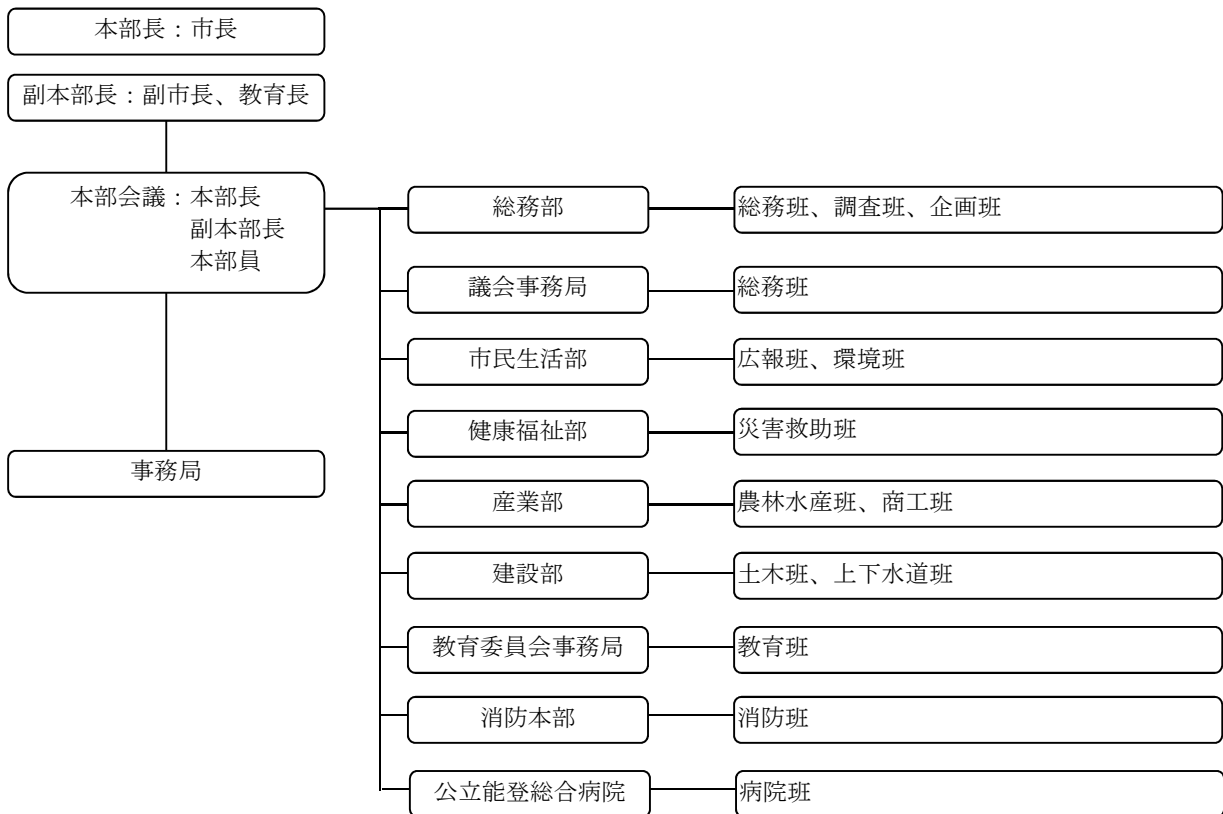
[現地調整所の派遣について]

- 1 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
(例：避難誘導の実施に関し、関係機関による連携した活動を行うために設置)
- 2 現地調整所は、事態発生現場において現場活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置くのではなく、現地での活動に最も適した場所に、テントなどを用いて設置する。
- 3 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時または随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
七尾市は、消防機関による消火活動及び救急救助活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動場の安全の確保に生かすことが可能となる。
- 4 現地調整所については、市長が必要と判断した場合には、国民保護措置を総合的に推進する役割を担うこととなるので積極的に設置することが必要である。他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、七尾市は関係機関による連携が円滑におこなわれるよう主体的に調整に当たることが必要である。

[対策本部設置の流れ]



○ 七尾市国民保護対策本部の体制



2 職員への伝達・参集

(1) 七尾市国民保護対策本部の設置が決定した場合は、速やかに定められた伝達系統により、関係職員に伝達する。

伝達方法

- 勤務時間内の場合は、内線電話及び庁舎内放送を利用
- 勤務時間外の場合は、あらかじめ定められた緊急連絡網（自宅電話、携帯電話）により伝達

(2) 七尾市国民保護対策本部の設置の伝達があったときは、全職員が直ちに参集する。

- ① 参集場所は、原則として本部員は本庁舎とし、その他の職員は各所属とする。
- ② 平時において、徒歩2時間以内に各所属に参集できない職員においては、交通機関等が途絶し緊急の参集が困難にあつては、消防本部及び最寄りの市公共施設に参集する。
- ③ 道路、橋梁など途絶により、上記の参集も困難な場合には、最寄りの出先機関に参集するか最寄りの市役所に出向く。

3 県国民保護対策本部会議への出席及び県の連絡員の受入

(1) 県から県国民保護対策本部会議への七尾市職員の出席の要請があつた場合は、市長は、職員を指定し、県国民保護対策本部へ派遣する。

- ① 派遣する際、市所有の携帯電話を派遣職員に手渡しておく。それができない場合は、私用の携帯電話を持参させる
- ② 派遣職員の電話番号を、掲示板等に張り出すなど対策本部員に周知する。
- ③ 事態の推移に応じて、交代要員を確保しておく。

(2) 県から連絡員が派遣された場合、県との連絡調整は原則として、県連絡員を通じて行うものとする。

4 七尾市国民保護対策本部設置の連絡

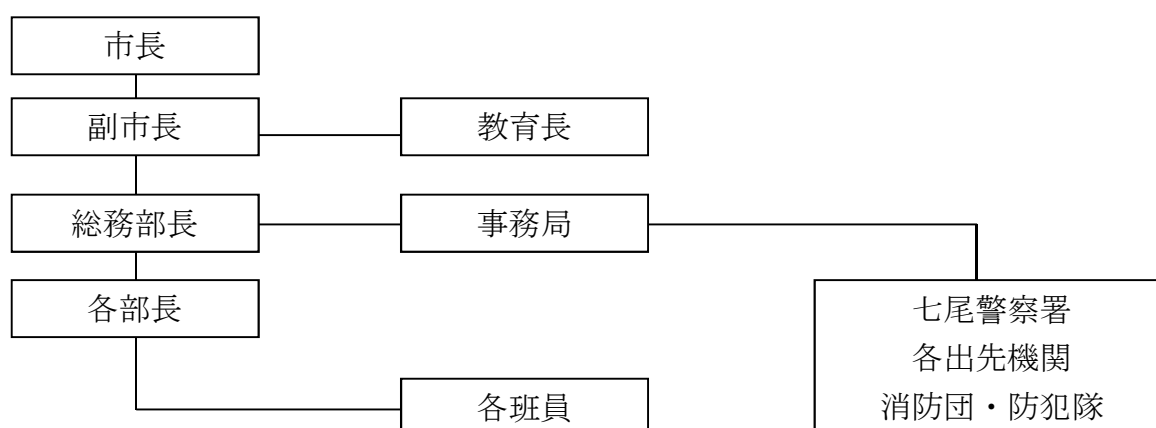
(1) 七尾市国民保護対策本部を設置したときは、次に掲げる機関へ連絡する。また、七尾市国民保護対策本部における決定事項も同様に連絡する。

<様式3 国民保護対策本部設置報告書>

<様式3-1 国民保護対策本部会議報告書>

- ① 連絡手段は、原則としてFAXで受信するが、FAXが使用できない場合で、緊急の場合は、電話により連絡する。
- ② 七尾市国民保護対策本部設置の連絡内容
 - ・設置場所
 - ・設置日時（設置が決定した時間）
 - ・対策本部の電話番号、FAX番号

市対策本部の設置に係る伝達系統は次のとおりとする。



■連絡先

連絡窓口	F A X	TEL (通常)
		(夜間、休日連絡先)
危機管理監室危機対策課	076-225-1484	076-225-1484
		同上
石川県中能登総合事務所	0767-53-4244	0767-52-6111
		同上
七尾鹿島消防本部	0767-53-3796	0767-53-0119
		同上
石川県七尾警察署	0767-53-4141	0767-53-0110
		同上
七尾海上保安部	0767-53-5741	0767-53-2231
		同上
志賀町	0767-32-3933	0767-32-1111
		同上
中能登町	0767-74-1300	0767-74-1234
		同上
穴水町	0768-52-3797	0767-52-0330
		同上
石川県中能登土木総合事務所	0767-52-5104	0767-52-5100
		同上
石川県中能登農林総合事務所	0767-52-3151	0767-52-2583
		同上
石川県能登中部保健福祉センター	0767-53-2484	0767-53-2482
		同上

(2) 七尾市ホームページで七尾市国民保護対策本部設置を公表する。

(3) 本部の標識を庁舎正面玄関に掲示する。

第4 応急に対処する事項

1 警報の通知・伝達

(1) 警報の内容の伝達

七尾市は、県から警察の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、町会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

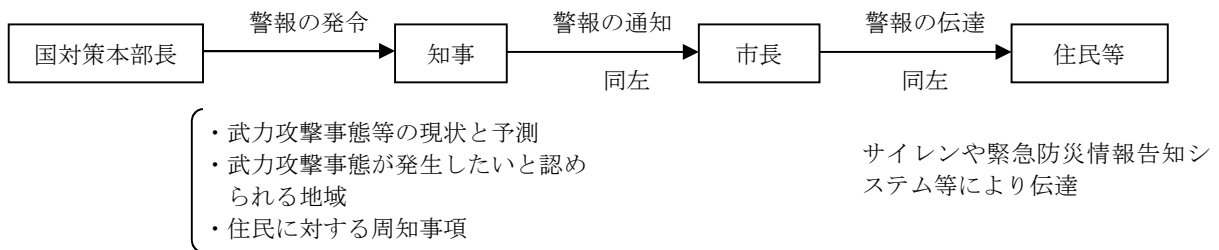
(2) 警報の内容の通知

七尾市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

また、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、七尾市ホームページに警報の内容を掲載する。

警報の伝達に当たっては、緊急防災情報告知システム、インフォメールななお等を活用することにより行う。

[フロー図]



(3) 警報の伝達手段

国の警報の発令について県対策本部から通知を受けたら、警報が発令されたことをサイレン、緊急防災情報告知システム、広報車等により地域住民、その他関係する団体に伝達する。

① 緊急防災情報告知システムでの伝達

・ 武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生した認められる地域に含まれる場合は、緊急防災情報告知システムで国が定めるサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報が発令された事実等を周知する。

・ 武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生した認められる地域に含まれない場合は、サイレンを使用せず、緊急防災告知システム等の手段により警報が発令されたことを伝達する。

※市長が特に必要と認める場合は、サイレンを使用する。

【留意事項】

- ・ 「警報の発令を覚知したら、テレビ、ラジオ等により警報の内容を確認する」ことを、住民にあらかじめ周知しておく。
- ・ 弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない場合も想定されるため、その

ような場合も含めた警報伝達のあり方については、国、県等の動向を踏まえて、今後検討する。

② その他の伝達方法

七尾市の保有する既存の伝達手段の特性を考慮し、複数の方法を効果的に組み合わせ、緊急防災情報告知システム以外の手段による伝達も行う。

この組み合わせについては、事案の種類に応じて随時判断する。なお、ここに示した組合せについては、事案の種類毎の状況に応じてそれに変更することを妨げるものではない。

※ 次項（別表）住民への情報伝達手段の特性一覧 参照

【伝達手段の組み合わせの例】

1. 弾道ミサイル攻撃の場合

緊急防災情報告知システム（サイレン）・半鐘、テレビ、ラジオ、携帯電話、電子メール、広報車

2. ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

緊急防災情報告知システム（サイレン）・半鐘、テレビ、ラジオ、携帯電話、電子メール、広報車、消防団等による伝達

3. 着上陸侵攻の場合

① 時間的余裕のある場合

緊急防災情報告知システム（サイレン）・半鐘、テレビ、ラジオ、携帯電話、電子メール、インターネット、広報車、消防団等による伝達

② 突発的攻撃の場合

緊急防災情報告知システム（サイレン）・半鐘、テレビ、ラジオ、携帯電話、電子メール、広報車

③ NBC攻撃の場合

緊急防災情報告知システム（サイレン）・半鐘、テレビ、ラジオ、携帯電話、電子メール、広報車、消防団等による伝達（情報詳細の伝達が必要）

4. 水源地への攻撃の場合

緊急防災情報告知システム（サイレン）・半鐘、テレビ、ラジオ、携帯電話、電子メール、広報車、消防団等による伝達（情報詳細の伝達が必要）

5. 変電所への攻撃の場合

緊急防災情報告知システム（サイレン）・半鐘、テレビ、ラジオ、携帯電話、電子メール、広報車、消防団等による伝達
（情報受信者の電力供給が停止する可能性に配慮）

(別表) 住民への情報伝達手段の特性一覧

特性 伝達手段	伝達情報量 ◎：大 ○：中 △：小	伝達速度 ◎：非常に速い ○：速い △：普通	伝達の正確 ◎：非常に正確 ○：正確	伝達範囲 ◎：大 ○：中 △：小	地域性 ◎：地区レベル ○：市町村レベル □：広域	災害時の機能性 ◎：十分機能する ○：機能する
緊急防災情報告知システム (同報系)	○ 大量の情報の送信は可能であるが、内容の正確な聞き取りが困難	◎ 一斉放送により即時に伝達が可能	○ 情報量や、環境条件により不正確になる可能性あり	◎ 設置箇所によるが、一応市内全域に伝達可能。騒音、建物の密集による難聴地域あり	○ 選択呼出し機能により、ある程度地区別の情報を伝達可能	○ 非常電源により、災害発生時も機能し得る。ただし、一部地域を除いて断線により利用出来ない場合あり
サイレン・半鐘	△ 信号による警報の伝達のみ	◎ 即時に伝達が可能	◎ 事前に信号の意味を周知徹底することにより、正確な伝達が可能	◎ 同報系と同様であるが、信号であるため伝達範囲がやや広がる	□ 信号である地域による差はない	○ 災害発生時も機能し得る。ただし、一部地域を除いて断線により利用出来ない場合あり
テレビ・ラジオ	◎ 音声、映像により大量の情報伝達が可能	◎ 即時に伝達可能	◎ 正確な伝達が可能	◎ 受信機の普及により全域に伝達可能。住宅、事業所内への伝達が中心となる	○ 放送エリア内の各地区に対して地域性の高い情報の伝達可能	◎ 災害発生時も機能し得る
ケーブルテレビ・有線放送電話	◎ マスメディアと同様大量の情報の伝達が可能	◎ 即時に伝達が可能	◎ マスメディアと同様正確な伝達が可能	△ 端末設備のあり施設、家庭に限定	◎ 自主放送により地域内の情報が伝達可能	○ 災害発生時も機能可能。断線により利用出来ない場合あり
携帯電話・電子メール	○ ある程度の情報量の伝送が可能	◎ 即時に伝達が可能	◎ 正確な伝達が可能	○ 携帯電話所有車限定。電波の届かない地域あり	○ ある程度地域別の情報について伝達可能	○ 災害発生時は、回線が輻輳し、つながりにくく可能性あり
インターネット(ホームページ、電子メール)	◎ 大量の情報データの伝送が可能	○ 情報のデータ課に多少時間がかかる。データ量により伝達速度が遅くなる可能性あり	◎ 正確な伝達が可能	△ パソコン等の機器所有者限定	○ ある程度地域別の情報について伝達可能	○ 災害発生時は、回線が輻輳し、つながりにくく可能性あり
広報車	○ 大量の情報の伝達は可能であるが、正確な聞き取りが困難	△ 広報車の台数が限られており、目的地に到着するまで、また周回のために時間を要す	○ 情報量、環境条件の他に運行速度によっても不正確になる可能性あり	○ 市内全域を回ることは可能だが、走行ルート沿い以外の住民は聞こえにくい	○ 移動性により地区別に伝達内容を変えることが可能	○ 交通混乱や安全確保のため、利用できない場合あり
自主防災組織、消防団等による伝達	○ 人づてのため、多くの情報伝達は困難	△ 市から自主防災組織等へ更に自主防災組織等から住民へ個別に伝達するため時間を要す	○ 人づてのため情報内容が変容する可能性あり。正確な伝達のための訓練必要	○ 事前に把握されている人限定	◎ 各地区レベルの情報の伝達可能	○ 人づてのため、災害発生時も機能し得るが、災害時に自主防災組織等関係者に速やかに連絡が取れない場合や安全確保のため利用できない場合あり

(4) 警報の伝達先及び順位

警報の伝達先、特に伝達順位については、事案の種類、緊急性（避難等までの時間的余裕の有無）に応じて、適宜判断する必要があるが、事案の種類毎に想定される伝達順位は次のように考えられる。

なお、ここに示した順位は、事案の種類ごとの状況に応じてそれに変更することを妨げるものではない。

【伝達順位の例】

住民、コミュニティセンター、市の出先機関、学校、消防団、町会、病院、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所など

【事案の種類別にみた特に優先的に連絡が必要な連絡先】

住民以外で、特に優先的に連絡が必要（または留意が必要）な連絡先は、事案の種類毎に次のものが考えられる。

- ・弾道ミサイル攻撃の場合：病院等（多数の負傷者の発生を想定）
- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合：消防団（避難活動）
- ・着上陸侵攻（NBC攻撃）の場合：学校
- ・水源地への攻撃の場合：大規模事業所、下水道関連機関
- ・変電所への攻撃の場合：電力会社、鉄道会社

2 緊急通報の発令

市長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体または財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令することができる。

[緊急通報（例）]

（〇県〇市△△海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様）

- ・△△海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・現在、警察など関係機関による調査が行われている。
- ・△△海岸付近に居住する住民は、テレビ、ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の指示を待つこと。
- ・その他不審者に関する情報があれば、〇〇－〇〇〇〇まで電話すること。

- (1) 緊急通報について県対策本部から通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、緊急通報が発令されたことを、サイレン、緊急防災情報告知システム、広報車等により、住民、町会長その他関係する公私の団体に伝達する。
- (2) ケーブルテレビ、七尾市ホームページ等により緊急通報の内容を伝達する。
- (3) 七尾市の執行機関に緊急通報の内容を伝達する。

3 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体または財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、国・県からの避難の指示を待たずに退避の指示を行う。

(1) 退避の指示に当たっては、次の事項を示し、緊急防災情報告知システムや広報車等により要退避地域の住民に速やかに伝達する。退避の必要がなくなったときにも、同様の手順により住民にその旨を公表する。

- ① 要退避地域
- ② 退避先（退避先を指示する場合に限る。）

〔退避の指示（例）〕

- ・「七尾市袖ヶ江町」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・「七尾市矢田郷」地区の住民については、矢田郷地区コミュニティセンターへ退避すること。

(2) 退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての上不尾がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(3) 要退避地域について、警戒区域の設定を行い、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、立ち入りを禁止する。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示場等で区域を明示する。
- ② 警戒区域の設定、設定の変更、解除のときは、緊急防災情報告知システムや広報車等により住民に広報、周知する。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を派遣し、車両、住民が立ち入らないようにする。

(4) 退避の指示及び警戒区域の設定の内容を、次に掲げる機関にFAXにより通知する。

FAXが使用できない場合で、緊急な場合は、電話で連絡する。

■連絡先

連絡窓口	F A X	TEL (通常)
		(夜間、休日連絡先)
危機管理監室危機対策課	076-225-1484	076-225-1484 同上
石川県中能登総合事務所	0767-53-4244	0767-52-6111 同上
七尾鹿島消防本部	0767-53-3796	0767-53-0119 同上
石川県七尾警察署	0767-53-4141	0767-53-0110 同上
七尾海上保安部	0767-53-5741	0767-53-2231 同上
志賀町	0767-32-3933	0767-32-1111 同上
中能登町	0767-74-1300	0767-74-1234 同上
穴水町	0768-52-3797	0767-52-0330 同上
石川県中能登土木総合事務所	0767-52-5104	0767-52-5100 同上
石川県中能登農林総合事務所	0767-52-3151	0767-52-2583 同上
石川県能登中部保健福祉センター	0767-53-2484	0767-53-2482 同上

- (5) 避難場所までの移動は、徒歩を原則とし、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設等に待避させる。その後、事態の推移、被害の状況等により、他の安全な地域に避難させる。

4 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、またまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、警戒区域への立ち入り制限等を行うものとする。

(1) 設定方法

- ロープ、標示板等で区域を明示

(2) 設定の周知

- 緊急防災情報告知システムや広報車、拡声器、立看板等による。
警戒区域設定の必要がなくなったときも同様とする。

(3) 警戒方法

- 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民の当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去の命令等必要な措置をとる。

また、七尾警察署は交通規制などの必要な措置を講ずる。

(4) 関係機関への通知・連絡

第5 避難の指示

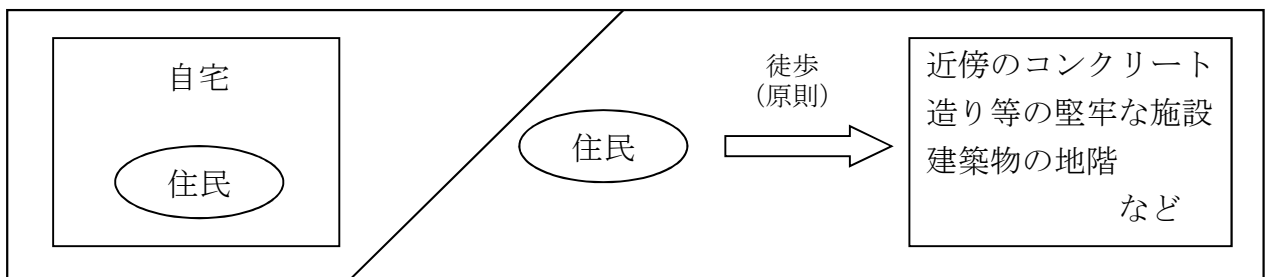
1 住民避難の手順・ポイント

市長は、住民の避難が必要であると判断した場合は、直ちに関係機関に避難措置の指示の内容を通知するとともに、避難方法など避難に当たっての具体的な事項を定めて、住民等に対し避難の指示を行う。なお、避難方法は、原則として徒歩とする。

【避難方法によるイメージ図】

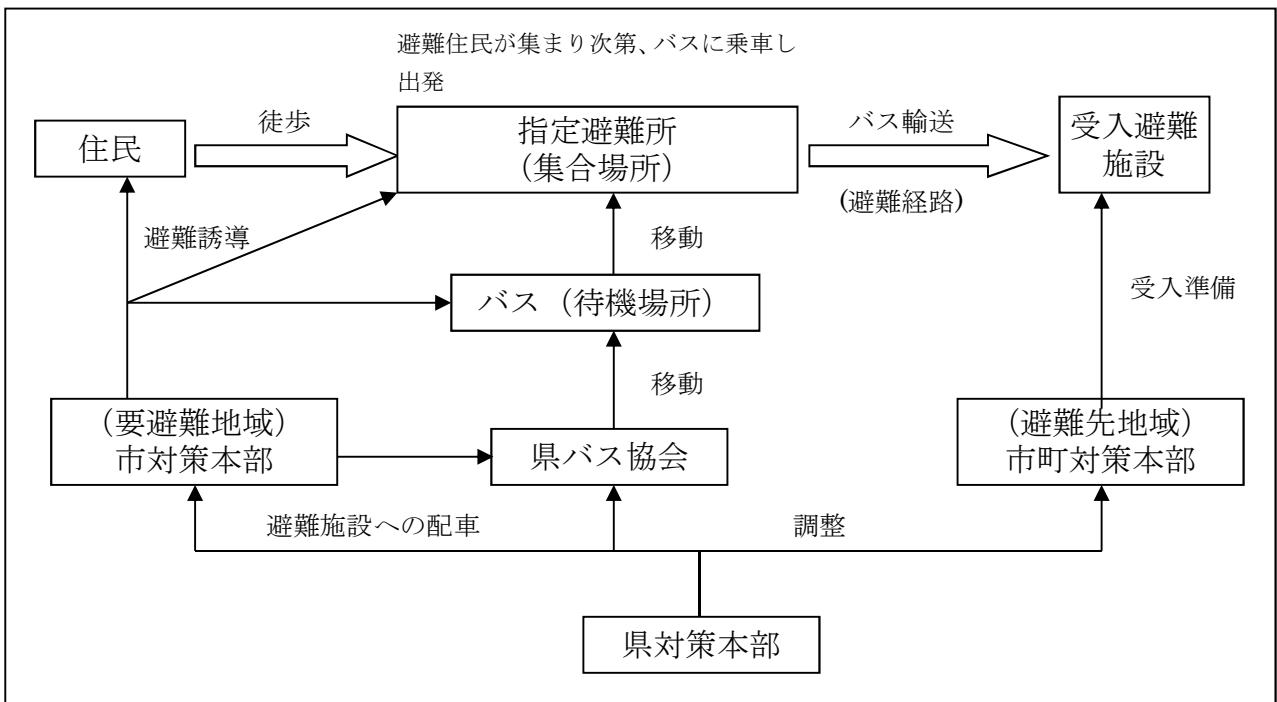
(1) 徒歩による避難（避難距離が短い場合）

住民は、各地区であらかじめ指定された受入避難施設に原則として徒歩で移動



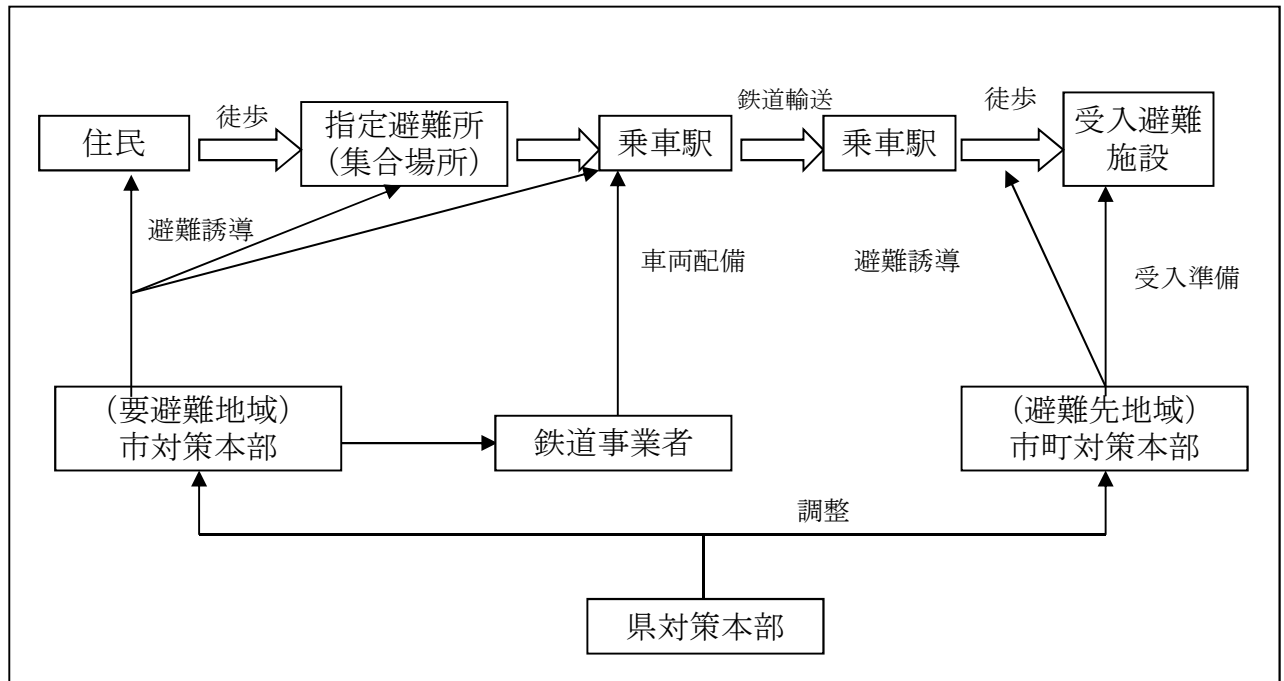
(2) バスによる避難

- ① 住民は、各地区であらかじめ指定された七尾市指定避難所（集合場所）に原則徒歩で避難
- ② 七尾市指定避難所で、集合場所を確認した後、バス輸送で受入避難所に移動



(3) 鉄道による避難

- ① 住民は、各地区であらかじめ指定された七尾市内避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難
- ② 七尾市内避難施設で集合者を確認した後、住民は原則徒歩で最寄りの乗車駅へ移動
- ③ 乗車駅から鉄道輸送で降車駅に移動
- ④ 降車駅から受入避難施設まで原則徒歩で移動



(4) 船舶による避難

- ① 住民は、各地区であらかじめ指定された避難施設（集合場所）に原則として徒歩で移動
- ② 避難施設（集合場所）で集合者を確認した後、原則として徒歩（道距離の場合はバス等）で最寄りの港湾・漁港へ移動
- ③ 港湾・漁港から船舶輸送（海保、海自等の船舶）で受入避難施設付近の港湾等に移動
- ④ 受入避難施設付近港湾等から受入避難施設までは、原則として徒歩（遠距離の場合はバス等）で移動

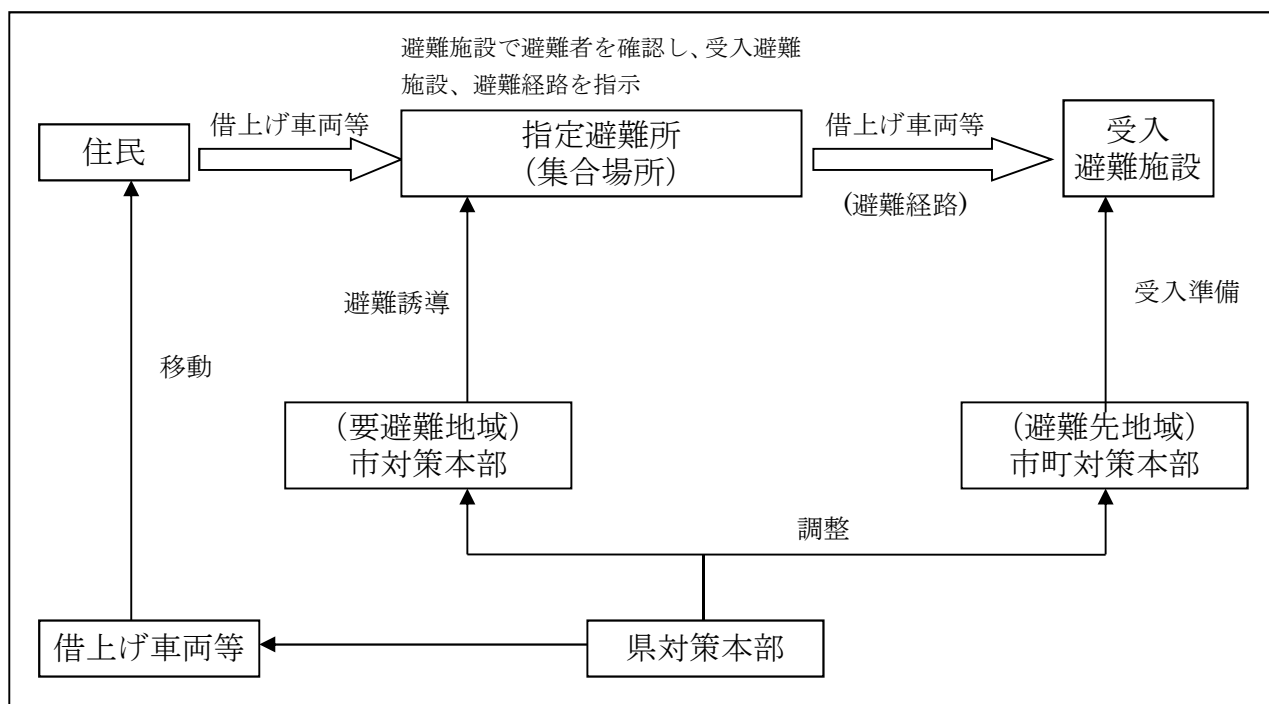
(5) 借上げ車両等による避難（避難行動要支援者）

- ① 借上げ車両（徒歩による避難が困難である避難行動要支援者の移動に要するバス等の借上げ車両及び公用車）等により、各地区であらかじめ指定された七尾市内避難施設（集合場所）に移動
- ② 七尾市内避難施設で借上げ車両等による避難者を確認し、受入避難施設及び避難経路を指示
- ③ 借上げ車両等により受入避難施設まで移動

※借上げ車両等の範囲

- ・七尾市公用車
- ・県公用車

- ・バス
- ・避難行動要支援者の避難に用いる自家用車（マイカー、地域内の事業所の車両、介護タクシー等を想定）



※ 避難行動要支援者の避難を優先させることにより、要避難者全員の避難がより速やかに行われることになることに留意する。

※ 避難行動要支援者が極力徒歩やバス等による避難が可能となるよう近所の住民等への協力を促す。

2 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示の内容、通知

① 県から避難の指示が出される前に、次の事項について連絡及び協議がある。

ア 七尾市に要避難地域が含まれる場合

- ・避難対象地域の避難者数
- ・鉄道、バス、避難行動要支援者の避難に用いる自家用車等の各輸送手段ごとの避難対象者数

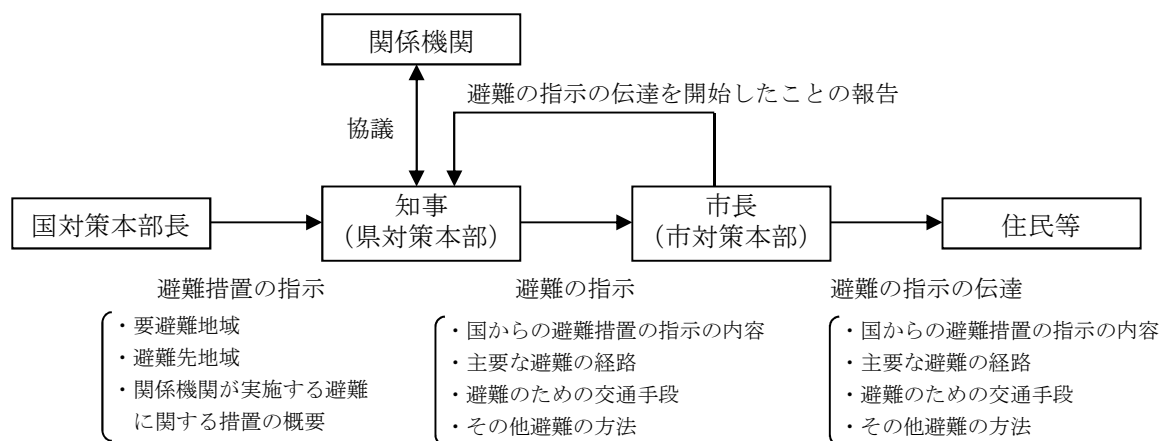
イ 七尾市に避難先地域が含まれる場合

- ・受け入れるべき避難者数
- ・市内で受入避難施設を選定する区域

② 要避難地域が含まれる場合は、県の避難の指示を受けて、警報の伝達に準じて、緊急防災情報システム、ケーブルテレビ、ラジオ、広報車等により、住民、関係団体（町会長、農漁協など）に伝達する。

- ③ 要避難地域が含まれる場合は、県対策本部に避難の指示の伝達を開始したことを報告する。
- ④ 県から避難の指示を七尾市の執行機関に通知する。

[避難の指示のフロー図]



[避難の指示の内容]

- ① 要避難地域
 - ・ 国の避難措置の指示で示された地域に近接する地域についても、知事が必要と認めるときは、関係隣接要避難地域として避難の指示を行う。
 - ・ 避難の指示の単位は、仕事にあらかじめ定める避難地区の名称を用いる。ただし、市全域の場合は、「七尾市全域」、県内全域の場合は、「石川県全域」とする。
- ② 避難先地域
- ③ 国による支援の内容
- ④ 避難手段
- ⑤ 避難経路
 - ・ 高速道路、国道、県道レベルで設定する。
 - ・ 国が道路の利用方針を定めたときは、その利用指針を踏まえて設定する。
- ⑥ 避難開始時刻
- ⑦ 避難に伴う交通規制
- ⑧ 避難時における注意事項
 - ・ 避難時の服装、手荷物の量、冬季の防寒対策など

[避難の指示（例）]

避難の指示

緊急

石川県知事

○月○日○時現在

石川県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

1 避難の方法

A市の住民はB市に避難する。

・避難開始日時

A市の住民は○日○時を目途にあらかじめ定められた市内避難施設に移動すること。

・市内避難所からB市までの輸送手段及び避難経路

国道○号によりバス（○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行○○両編成○便予定）

※○時から避難完了まで国道○号及び県道○号は交通規制を実施

※細部については、A市の避難実施要領による。

※A市職員の誘導に従って避難する。

2 その他避難の実施に必要な事項

(1) 自家用車による避難はしないこと。（あらかじめ災害時避難用特別車両として登録された車両は除く。）

(2) 携行品は、2～3日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯など必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(3) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

3 武力攻撃等の発生から避難の指示までの間の実施事項

市は、武力攻撃等の発生場所周辺の地理的、社会的特性の情報や気象等の情報を把握し、県へ報告（情報交換）するものとする。

また、武力攻撃による被災地域の状況を把握する。

4 避難の指示の通知・伝達

市は、県から避難の指示の通知を受けた場合、住民等にその内容を伝達するものとする。

(1) 避難の指示、伝達方法

① 指示する内容

- 要避難地域（者）
- 避難先地域 など

② 伝達先

市は、警報の伝達に準じて、避難の指示を住民等に伝達する。

○ 市長・消防機関による伝達

- ・住民、観光客、一時滞在者等
- ・町内会、社会福祉協議会、農協、漁協、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など

③ 伝達方法

○ 市長・消防機関による伝達（警報の伝達に準じて行う。）

緊急防災情報告知システムやケーブルテレビ、ラジオ、広報車、拡声器、消防自動車等の使用、避難実施要領の報道発表、ホームページへの掲載、立看板の設置等

5 避難の指示後の実施事項

避難の指示の後、県から次の事項について連絡及び協議がある。

(1) 七尾市に要避難地域が含まれる場合

- ・鉄道の臨時ダイヤ、手配したバスの台数、陸上輸送による避難が困難な地域の避難方法
- ・バスの待機場所
- ・要避難地域内の入院患者等の数、避難方法（入院患者等の受入先については県対策本部で手配する。）

(2) 七尾市に避難先が含まれる場合

- ・鉄道の臨時ダイヤ、手配したバスの数
- ・受入避難施設（受入区域内で選定する避難施設）
- ・避難施設における食料、水、医療等の提供

[避難の指示の内容の協議事項一覧]

協議先	協議事項	
要避難地域を管轄する市町	<p>[避難の指示前]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域の避難者数 ・輸送手段毎の避難対象者数 (鉄道、バス、避難行動要支援者の避難に用いる自家用車等) ・陸上輸送による避難が困難な地域の有無 <p>[避難の指示後]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の臨時ダイヤの連絡 ・手配したバスの台数の連絡 ・バスの初期配置場所 ・陸上輸送による避難が困難な地域の避難方法 ・入院患者等の避難方法 	<p>≪市⇒県≫</p> <p>≪市⇒県≫</p> <p>≪県⇔市≫</p> <p>≪県⇒市≫</p> <p>≪県⇒市≫</p> <p>≪市⇒県≫</p> <p>≪県⇒市≫</p> <p>≪県⇒市≫</p>
避難先地域を管轄する市町	<p>[避難の指示前]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者数 ・受入区域 <p>[避難の指示後]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入避難施設 ・鉄道の臨時ダイヤの連絡 ・手配したバスの台数の連絡 	<p>≪県⇒市≫</p> <p>≪県⇔市≫</p> <p>≪県⇒市≫</p> <p>≪県⇒市≫</p> <p>≪県⇒市≫</p>

※県 : 県対策本部

※市町 : 市対策本部

※⇒ : 連絡

※⇔ : 協議

第6 避難誘導

1 住民避難の手順、避難実施要領の作成

(1) 県の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成する。

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先し、自主防災組織、町会長、民生委員・児童委員等と連携し、迅速かつ安全な避難の誘導に努めることが必要。

また、避難誘導は、地区単位または家族単位となるように配慮する。ただし、多規模な事業所単位での避難誘導が効果的な場合は、事業所の協力を得て、事業所単位での避難誘導も実施する。

【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難の経路、避難の手段、避難の手順
- ② 避難住民の誘導の実施方法
 - ・バスによる避難について、どの避難施設（集合場所）から移動させるか
 - ・鉄道による避難について、いつ避難施設（集合場所）から駅に移動させるか
 - ・避難行動要支援者の誘導
 - ・残留者の確認
- ③ 避難誘導責任者及び避難住民の誘導に係る関係職員の配置
 - ・避難住民の引率（徒歩の避難の引率、バス等の輸送手段に同乗）
 - ・避難施設（集合場所）
 - ・避難行動要支援者の誘導
- ④ バスの待機場所
- ⑤ 避難誘導からはぐれた際の緊急連絡先
- ⑥ その他避難の実施に必要な事項

【避難実施要領に作成の際の留意事項】

- ① 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、地区及び校区等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への避難方法を記載する。
- ④ 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合後の集落内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項など集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに避難誘導の開始時間及び避難経路など避難誘導について可能な限り具体的に記載する。
- ⑦ 避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう関係市町、消防職員の配置及び担当業務を可能な限り明示するとともに、その連絡先などを記載しておく。
- ⑧ 避難誘導中の避難住民へ食料、水、医療等を提供するために支援内容について記

載する。

(2) 職員などの配置

避難実施要領に従い、職員、消防職・団員を配置するものとする。

(3) 避難実施要領の伝達

警報の伝達に準じて、避難実施要領の内容を住民等に伝達する。

① 伝達先

○ 市長・消防機関による伝達

- ・住民、観光客、一時滞在者など
- ・町内会、社会福祉協議会、農協、漁協、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など

② 伝達方法

○ 市長・消防機関による伝達

緊急防災情報告知システムやケーブルテレビ、ラジオ、広報車、拡声器、消防自動車等の使用、避難実施要領の報道発表、ホームページへの掲載、立看板の設置など

(4) 避難実施要領の通知・連絡

避難実施要領を次の機関に通知する。

■連絡先

連絡窓口	F A X	TEL (通常)
		(夜間、休日連絡先)
危機管理監室危機対策課	076-225-1484	076-225-1482
		同上
石川県中能登総合事務所	0767-53-4244	0767-52-6113
		同上
七尾鹿島消防本部	0767-53-3796	0767-53-0119
		同上
石川県七尾警察署	0767-53-4141	0767-53-4141
		同上
七尾市町会連合会事務局	0767-53-0374	0767-53-1111
		同上
七尾市医師会事務局	0767-53-6548	0767-52-2297
		同上
七尾市女性団体連絡協議会事務局	0767-53-3661	0767-53-5194
		同上
石川県七尾港湾事務所	0767-53-0462	0767-53-0440

(5) 避難誘導の応援要請

避難誘導の実施に当たり応援が必要な場合は、次の機関に誘導を要請する。

連絡窓口	F A X	TEL (通常)
		(夜間、休日連絡先)
石川県七尾警察署	0767-53-4141	0767-53-0110
		同上
七尾海上保安部	0767-53-5741	0767-53-2231
		同上
陸上自衛隊第14普通科連隊第3科 (国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊長)	076-241-2171	076-241-2171 (内線 238)
		〃 (内線 302)

- ① 警察官等が避難誘導を実施しているときは、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報を求めることができる。
 - ② 警察官等が避難誘導を実施しているときは、警察署長等に対し、危険な場所への立入禁止、その場所からの退去、道路上で危険を生ずる車両等の除去等の措置を要請することができる。
- ※ 避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雑などにおいて危険な事態の発生を防止するため、必要な指示、警告を行う。

2 避難実施要領 (例)

(1) 武装工作船から陸上施設への攻撃がある場合 (ゲリラ・特殊部隊・大規模テロ)

<特徴>

- ・避難の範囲は一般的に比較的狭いが、多人数の避難が必要
- ・侵害排除活動との調整に十分配慮する必要がある。
- ・避難までの時間的余裕があり、計画的な避難が可能なこともある。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

避難実施要領 (案)

石川県七尾市長

○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

七尾市における住民の避難は次の方法で行うものとする。

- (1) 七尾市のA地区の住民は、七尾市のB地区にある七尾市立B中学校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○避難の手段 (バス、鉄道、船舶、その他)

・バスの場合

七尾市○○、○○、○○地区の住民は、徒歩で七尾市立○○小学校に集合する。その際、○日○時を目途に出来るだけ集落、集落内の班、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社のバスにより国道○○号を利用して、七尾市立○○中学校体育館に避難する。

徒歩による避難が困難な避難行動要支援者である住民は、あらかじめ定めた車両等により、一旦、七尾市○○に移動し、避難を開始したことの確認を受けた後、同じ車両等により国道○○号を利用して、七尾市立○○中学校体育館に避難する。

・鉄道の場合

七尾市○○、○○、○○地区の住民は、徒歩で七尾市立○○小学校に集合する。その際、○日○時を目途に出来るだけ集落、集落内の班、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、徒歩により○○駅に移動し、○日○時○分発七尾駅行きの電車で避難する。七尾駅到着後は、市職員の誘導に従って、主に徒歩で石川県○○高校体育館に避難する。

徒歩による避難が困難な避難行動要支援者である住民は、あらかじめ定めた車両等により、一旦、○○体育館に集合し、集合確認後、同じ車両等により国道○○号を利用して、石川県○○高校体育館に避難する。

《原則、陸路による避難を行うが、陸路による避難が困難であるときは、船舶等を利用する。》

・船舶の場合

七尾市○○、○○、○○地区の住民は、徒歩で七尾市立○○小学校に集合する。その際、○日○時を目途に出来るだけ集落、集落内の班、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、徒歩により○○漁港に移動し、○日○時○分発○○港行きの○○丸に住専する。七尾○○港到着後は、市職員の誘導に従って、主に徒歩で石川県○○高校体育館に避難する。

徒歩による避難が困難な避難行動要支援者である住民は、あらかじめ定めた車両等により、一旦、○○漁港に集合し、集合確認後、○○船に乗船する。○○港到着後、市職員の誘導に従って、石川県○○高校体育館に避難する。

- (2) 七尾市○○、○○、○○地区の住民は、七尾市○○地区にある○○ (市内避難施設) を避難先として、○日○時を目途に避難を開始する。

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう以下に示す要員及びその責任者等について、市職員などの割り振りを行う。

・住民への周知要員	消防班	各地区	各2名
・避難誘導要員	消防班	各地区	各4名
・市対策本部要員	本部員	全員	

・ 現地連絡要員	総務班		
	要避難地域の避難施設	各 1 名	
・ 避難所運営要員	避難先の避難施設	各 1 名	
	救護班、商工班	現地班	
	要避難地域の避難施設	各 1 名	
・ 水・食料等支援要員	避難先の避難施設	各 1 名	
	土木班、上下水道班		
	要避難地域の避難施設	各 1 名	
	避難先の避難施設	各 1 名	
	教育班		
	要避難地域の避難施設	各 1 名	
	避難先の避難施設	各 1 名	等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(各世帯に声をかける)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、要時等に優先的に避難誘導する。

3 その他の避難の実施に関し必要な事項

避難誘導から離脱してしまった場合等の緊急時の連絡先は、以下のとおりとする。

七尾市対策本部事務局
TEL 0767-53-6880
FAX 0767-53-8411

(2) 弾道ミサイルで、即時に発射の可能性がある場合

<特徴>

- ・ 攻撃場所の特定が困難である。
- ・ 国からは警報と避難措置の指示が同時にあると考えられる。
- ・ ミサイル発射から、避難までの時間的余裕がない。
- ・ 七尾市において避難実施要領を作成する時間も少ないと考えられる。

避難実施要領 (案)

石川県七尾市長
○月○日○時現在

1 避難の方法

七尾市における住民は、屋内に避難すること。

- ・ 建屋内にいるもの・・・極力建物の中心部に移動する。
- ・ 屋内にいるもの・・・近くのコンクリート施設や地下に避難
- ・ 自動車を運転中のもの・・・交差点を避け、自動車を道路の左に寄せて停車し、地下のコンクリート施設や地下に避難

2 その他の事項

テレビ、ラジオ等により継続的な情報の入手を図る。

ドア、窓、雨戸をすべて閉め、できればガムテープで目張りをする。

換気扇を閉め、換気装置を止める。

下記の使用を停止する。

窓ガラスには近づかないようにする。

今後の避難に備え、非常持出品を準備し、身軽な服装に着替えておく。

※緊急防災情報告知システムにより繰り返し上記の内容を放送する。

(3) ターミナル駅の爆破の場合

<特徴>

- ・事前察知が困難で、基本的に発生してからの対処となる。
- ・発生場所から速やかに避難（退避）させる。
- ・国から避難措置の指示がでる前に、現場で覚知した市町または県が退避の指示をすることが想定される。
- ・退避の場合は、避難実施要領を作成する必要はないが、本パターンを参考に退避の誘導を実施する。
- ・また、退避が比較的長期になる場合は、退避先を指示する。

避難実施要領（案）

石川県七尾市長

○月○日○時現在

1 避難の方法

J R ○ ○ 駅から 100 メートル以内の地域を警戒区域とし、立ち入りを禁止する。また、警戒区域の住民は速やかに立ち退くこと。

2 その他の事項

- ・消防吏員は、負傷者に対し、トリアージを行い、緊急度の高い負傷者から医療機関に搬送する。
- ・緊急度の低い比較的軽症の者は、県が ○ ○ 内に設置する臨時の救護所に移動するよう誘導する。

(4) 原子力発電所がテログループによる攻撃を受け、同施設が損傷したおことにより、放射線物質が放出され、周辺環境に影響を及ぼすおそれがある場合

<特徴>

- ・避難行動で外出することによりテログループに遭遇するおそれがある。
 - ・発電所が攻撃を受けるおそれが少なくなるまで放射能漏れに対する対処ができない。
- 《初期の対応》②と同様に屋内避難

《テロが鎮圧された後、放射能漏れのおそれがある場合》

避難実施要領（案）

石川県七尾市長

〇月〇日〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

七尾市における住民の避難は、△△、△△、△△地区については、〇〇市（町）へ県内避難、△△、△△地区については、コンクリート施設への屋内避難、△△、△△地区については、引き続き屋内避難とし、次の方法で行うものとする。

- (1) 七尾市の△△地区の住民は、〇〇市のB 1地区にある□□を避難先として〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

七尾市△△地区の住民は、□□□（市内避難施設）に集合する。

その際、〇日〇時を目途に、できるだけ集落、集落内班、事業所等の単位で行動すること。

集合後は〇〇バス会社のバスにより国・県道を利用して□□□に避難する。

避難行動要支援者で借上げ車両等により避難する住民は、あらかじめ定めた車両等により、一旦□□□（市内避難施設）に集合し、集合後は同じ車両等により国・県道を利用して、□□□に避難する。

- (2) 七尾市の△△地区の住民は、〇〇地区にある□□□を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

七尾市△△地区の住民は、□□□に集合する。

その際、〇日〇時を目途に、できるだけ集落、集落内班、事業所等の単位で行動すること。

集合後は海上保安庁のヘリコプターにより、□□□に避難する。

避難行動要支援者で借上げ車両等により避難する住民は、あらかじめ定めた車両等により、一旦□□□（市内避難施設）に集合する。

集合後は、海上保安庁のヘリコプターにより□□□に避難する。

- (3) 七尾市の△△地区の住民は、〇〇地区にある□□□を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

七尾市△△地区の住民は、□□□に集合する。

その際、〇日〇時を目途に、できるだけ集落、集落内班、事業所等の単位で行動すること。

集合後は〇〇バス会社のバスにより国・県道を利用して□□□に避難する。

避難行動要支援者で借上げ車両等により避難する住民は、あらかじめ定めた車両等により、一旦□□□（市内避難施設）に集合し、集合後は同じ車両等により国・県道を利用して、□□□に避難する。

- (4) 七尾市の△△地区の住民は、□□□（コンクリート施設）を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

七尾市の△△地区の住民は、□□□（コンクリート施設）に集合する。

その際、〇日〇時を目途に、できるだけ集落、集落内班、事業所等の単位で行動すること。

徒歩による避難が困難な避難行動要支援者である住民は、あらかじめ定めた車両等により、□□□（コンクリート施設）に集合する。

- (5) 七尾市の△△の住民は、□□□（コンクリート施設）を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

七尾市の△△地区の住民は、□□□（コンクリート施設）に集合する。

その際、○日○時を目途に、できるだけ集落、集落内班、事業所等の単位で行動すること。

徒歩による避難が困難な避難行動要支援者である住民は、あらかじめ定めた車両等により、□□□（コンクリート施設）に集合する。

(6) 七尾市の△△地区の住民は、引き続き屋内避難とする。

(7) 七尾市の△△地区の住民は、引き続き屋内避難とする。

(8) 七尾市の△△地区の住民は、引き続き屋内避難とする。

(9) 七尾市の△△地区の住民は、引き続き屋内避難とする。

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう以下の示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

・住民への周知要員	消防班	各地区	各2名
・避難誘導要員	消防班	各地区	各4名
・市対策本部要員	本部員	全員	
・現地連絡要員	総務班		
	要避難地域の避難施設		各1名
	避難先の避難施設		各1名
・避難所運営要員	救護班、商工班		現地班
	要避難地域の避難施設		各1名
	避難先の避難施設		各1名
・水・食料等支援要員	土木班、上下水道班		
	要避難地域の避難施設		各1名
	避難先の避難施設		各1名
	教育班		
	要避難地域の避難施設		各1名
	避難先の避難施設		各1名
			等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（各世帯に声をかける）

(3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、要時等に優先的に避難誘導する。また、自主防災組織等や地区など地域住民にも福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他の避難の実施に関し必要な事項

(1) 避難誘導から離脱してしまった場合等の緊急時の連絡先は、以下のとおりとする。

七尾市対策本部事務局

TEL 0767-53-1111

FAX 0767-53-8499

(2) △△市民センターに市現地災害対策本部を設置し、関係機関との連携・情報収集を行う。

七尾市現地対策本部事務局

TEL 0767-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0767-〇〇-〇〇〇〇

- (5) 避難施設（集合場所）での避難者把握
- ・平素により、避難施設ごとに集合予定者名簿を作成しておくこと。
 - ・名簿に基づき避難施設において、避難者の確認を行い、集合していない者、名簿登載者以外の避難者を把握する。
 - ・集合していない者について、自宅へ確認するなどの措置をとる。
 - ・借上げ車両等での避難者についても、それぞれ定められた避難施設（集合場所）で避難開始の確認を行い、避難先施設の指示を行う。
- (6) 滞在者の避難誘導
- ・観光バス、自家用自動車利用による滞在者は、避難経路以外の道路から避難するように誘導する。
 - ・公共交通機関利用に滞在者は、一旦住民と同様に避難施設に誘導する。
- (7) NBC攻撃の場合の留意事項
- ・NBC攻撃と判明した場合の避難誘導等については、次の事項に留意する。
- <共通事項>
- ・避難誘導の際には、風下方向を避ける。
 - ・皮膚の露出を極力抑える措置・・・手袋、帽子、ゴーグル、雨合羽等を着用させる。
 - ・マスクを着用させるか、折りたたんだハンカチ等を口にあてさせる。
- <核攻撃の場合>
- ・風下を避け、風向きと垂直方向に避難させる。
- <生物剤による攻撃の場合>
- ・避難ではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を講ずる。
- <化学剤による攻撃>
- ・化学剤は、一般的に空気をより重いため、可能な限り高所に避難させる。

3 避難誘導状況の把握

市は、避難誘導者からの情報により、避難誘導状況を把握するとともに、避難誘導中においても、必要に応じて食品の供給、医療等を行うものとする。

(1) 避難誘導状況の把握

① 移動中の連絡状況

七尾市は、避難に係るグループ毎に連絡担当者を定め、連絡担当者から市対策本部等へ報告するものとする。この場合、連絡が途切れないようにするものとする。

項目	把握する内容
連絡担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名：〇〇 〇〇 ・所属：七尾市〇〇課職員
副連絡担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名：〇〇 〇〇 ・所属：七尾市〇〇課職員
連絡用機材	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話番号、無線機の周波数など

② 避難誘導状況

項目	把握する内容
避難の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時間 ・ 開始場所（一時集合場所等） ・ グループの人数（うち避難行動要支援者数） ・ 優先度
避難経路通過の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通過時間を把握し、計画時間を大幅に超過する場合は、他職員の派遣等により対処する。
避難先地域の避難施設への到着	<ul style="list-style-type: none"> ・ 到着時間 ・ 到着場所及び到着者の状況 ・ グループの人数（うち避難行動要支援者数）

③ 移動中の避難住民への必要な支援等

七尾市は、避難のため移動中の住民に対し、生活に必要な物資及びその量の過不足等を確認し、必要量を追加補給するものとする。

項目	把握する内容
食品	弁当 ○○食 炊飯米 ○○食 米 ○○k g パン サンドイッチ ○○個 菓子パン ○○個 など
飲料水	水のペットボトル 500ml ○○本 1l ○○本 避難経路付近の井戸水の所在地 七尾市△△町□□番地 ○○宅前 など
防寒着	ジャンパー ○○着 毛布 ○○枚 テントの量 ○○張り など
医療	同行医師 ○○名 同行看護師 ○○名 など
薬剤等	救急箱 完備 ○○個 （必要な常備薬の現在の保有量 △△ ○○日分） その他 担架 ○○人分 など
情報	電池式テレビ ○○台 電池式ラジオ ○○台 電池不要式ラジオ ○○台 携帯電話 ○○台 など

4 避難時における食品の給与等の実施

市長が、避難者のために食品、飲料水、医療、情報の提供などを行う場合、次の点に留意するものとする。

(1) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与または貸与 食品等の給与に当たり確認すべき点

- ① 避難住民等の状況
 - ・提供対象者数の把握
- ② 物資の状況
 - ・備蓄物資の確認
 - ・供給すべき物資等の不足、調達困難な場合の国等への支援要請
 - ・国、他県等への要請
 - ・生産、販売、輸送等を生業とする者が取り扱う物資の売渡要請
- ③ 物資の運搬
 - ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
 - ・運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制
 - ・指定（地方）公共機関への緊急物資の運送の求め

(2) 医療の提供、財産

医療等の提供に当たり確認すべき点

- ① 避難住民等の状況
 - ・避難住民等の負傷の程度、健康状態等の把握
- ② 設備、施設
 - ・医薬品、医療資機材等の所在の確認
 - ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
 - ・生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資の売渡要請
 - ・日本赤十字社との連携
 - ・利用可能な医療施設
 - ・臨時医療設備等の解説
 - ・臨時の医療施設を開設するための土地等の使用の要請
 - ・土地等の所有者の及び占有者の同意（原則）
- ③ 医療従事者
 - ・医療従事者の確保状況の把握
 - ・医療従事者の安全確保
 - ・医療の要請
- ④ 臨時医療
 - ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
 - ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保

【NBC攻撃に対する医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項】

- ・NBC対応資器材等の所在の確認
 - ① 核攻撃等または武力攻撃原子力災害の場合
 - ・緊急被ばく医療活動の実施（医療関係者等の確保）
 - ・トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
（内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと行う）
 - ② 生物剤による攻撃の場合
 - ・病状等の把握（感染症か否か等）
 - ・感染症医療機関等への移送及び入院措置
 - ・必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等指定の防護措置
 - ・救護班の編成や医療活動の実施
 - ③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動
 - ・救護班の編成や医療活動の実施
- (3) 情報の提供
- 情報の提供に当たり確認すべき点
- ・避難誘導グループ内で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - ・電気通信事業者等との連携
 - ・聴覚障害者等への対応

5 避難住民の受入れ

- (1) 県の避難の指示に基づき、避難者の受入容量を決定しておく。

【避難者の受入容量に定める事項】

- ① 避難住民の誘導に係る関係職員の配置
 - ・避難住民の引率（鉄道駅から受入施設までの避難住民の引率など）
 - ・避難施設（受入場所）
 - ② その他避難の実施に必要な事項
- (2) 受入要領に従い、人員の配置を行う。
- (3) 各受入避難施設に避難者名簿を作成する。
- (4) その他避難の実施に必要な事項

6 安否情報の収集・提供

市長は、受入避難施設等において、安否情報の収集等を行うものとする。

7 避難住民の受入れ

- (1) 要避難地域が含まれる場合は、避難の指示が解除された場合は、避難誘導に準じ、直ちに避難住民の復帰のための誘導をする。
- (2) 避難先地域が含まれる場合は、避難住民が速やかに復帰できるよう要避難地域を管轄する市町に協力する。

<様式1 通報記録報告書>

武力攻撃災害 通報記録報告書

年 月 日

石川県知事 殿

七尾市長

記入日時： 月 日 時 分
記入者：

発生日時	月 日 時 分		
発生場所			
覚知の概要	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 爆発音、閃光、 異臭、水質変化 など </div>		
死傷者の有無	無	有	負傷者 _____ 人 死者 _____ 人 不明
その他			

通報者	
連絡先	
電話番号	(自宅：携帯)

※ 市記載事項 (対応状況等)

<様式2 国民保護対策連絡室設置報告書>

年 月 日

石川県知事 殿
 石川県中能登総合事務所長 殿
 石川県七尾警察署長 殿
 七尾海上保安部長 殿
 志賀町長 殿
 中能登町長 殿
 穴水町長 殿
 石川県中能登土木総合事務所長 殿
 石川県中能登農林総合事務所長 殿
 石川県能登中部保健福祉センター長 殿

七尾市長

七尾市国民保護対策連絡室を設置したので、つぎのとおり報告します。

設置場所	市庁舎 災害対策本部室
設置日時	年 月 日 時 分
連絡室の電話番号	(TEL)
FAX番号	(FAX)
連絡室設置の理由	

<様式2-1 国民保護対策連絡室会議報告書>

年 月 日

石川県知事 殿
石川県中能登総合事務所長 殿
石川県七尾警察署長 殿
七尾海上保安部長 殿
志賀町長 殿
中能登町長 殿
穴水町長 殿
石川県中能登土木総合事務所長 殿
石川県中能登農林総合事務所長 殿
石川県能登中部保健福祉センター長 殿

七尾市長

七尾市国民保護対策連絡会議における協議・報告事項

協議・調整事項：

--

<様式3 国民保護対策本部設置報告書>

年 月 日

石川県知事 殿
石川県中能登総合事務所長 殿
石川県七尾警察署長 殿
七尾海上保安部長 殿
志賀町長 殿
中能登町長 殿
穴水町長 殿
石川県中能登土木総合事務所長 殿
石川県中能登農林総合事務所長 殿
石川県能登中部保健福祉センター長 殿

七尾市長

国民保護法27条の規定により七尾市国民保護対策本部設置したので、つぎのとおり報告します。

設置場所	市庁舎 災害対策本部室
設置日時	年 月 日 時 分
連絡室の電話番号	(TEL)
FAX番号	(FAX)

<様式3-1 国民保護対策本部会議報告書>

年 月 日

石川県知事 殿
石川県中能登総合事務所長 殿
石川県七尾警察署長 殿
七尾海上保安部長 殿
志賀町長 殿
中能登町長 殿
穴水町長 殿
石川県中能登土木総合事務所長 殿
石川県中能登農林総合事務所長 殿
石川県能登中部保健福祉センター長 殿

七尾市長

七尾市国民保護対策本部会議における協議・報告事項

協議・調整事項：